

さくら市農業委員会総会議事録（平成31年1月定例総会）

1. 開催日時 平成31年1月25日（金）午後1時50分から午後4時32分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	8番	吉成 重男
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田多美子
	16番	古澤 一郎
	17番	小室 規雄
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 非農地証明願について

議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地利用集積
円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について

議案第4号 贈与税の納税猶予に係る適格者証明願について

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 6 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 7 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 8 号	買受適格証明願について
議案第 9 号	買受適格証明書の交付を受けた者の当該許可申請書の提出後の事務処理について
議案第 10 号	農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
議案第 11 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について
議案第 12 号	さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について
協議第 1 号	農地法第 49 条第 1 項の規定に基づく立入調査について
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高野 洋
係長	和氣 貴子
主事	石原 宏哉

7. 会議

事務局	高野	<p>定刻を過ぎました。消防訓練参加ご苦労様でした。本日の出席委員は、19名で、欠席はありませんので、定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	中山	<p>皆さんこんにちは。1月の委員会定例会という事でお集まりいただき大変ありがとうございます。また、寒さも大寒という事でかなり冷え込みも厳しくなっております。インフルエンザの流行もかなり出ているところでございます。十分体に注意していただきましてこれからの活動をしていただくようお願いします。本日は大変ご苦労様です。</p> <p>それでは、ただいまからさくら市農業委員会1月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	高野	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>

議長	中山	<p>それでは、はじめに議案の変更についての報告です。議案第8号番号2番については、申請人の申出により取下げとなりましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして本日書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	齋藤	<p>本日午前10時から全員出席のもと、第3号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案それぞれ1件ずつ計4件について、書類並びに現地を調査して参りました。後ほど担当委員より詳細報告がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
18番	小林	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第2号が2件、議案第4号が1件、議案第5号が1件、議案第7号が3件の合計8件であります。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
13番	小池	<p>午前10時より全員出席のもと開会し、当委員会に付託されました議案は、議案第5号が2件、議案第6号が1件、議案第7号が1件、議案第8号が1件合計5件であります。議案の内容を審査の上で現地調査をしております。内容等につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第4調査会委員長の報告を求めます。</p>
14番	石田	<p>午前10時より全員出席のもと書類調査を行いましたが、案件はございませんでしたのでご報告申し上げます。</p>
議長	中山	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>5番の七久保勉委員、6番の石原功江委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。番号</p>

		1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第 1 号番号 1 番について、朗読して説明する。) <p>なお、非農地証明交付要領の 2 の (1) の「人為的な転用行為が行われてから 20 年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10 番	小菅	案内図 1-1 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) <p>申請者は、病院を経営されている方で、病院で使う布を洗濯する場所として昭和 51 年に建設したという事です。詳細は事務局が説明した通りでございます。皆様のご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 <p>議案第 1 号番号 1 番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 1 号番号 1 番は原案どおり承認されました。 <p>続きまして、議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。番号 1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	(議案第 2 号番号 1 番について、朗読して説明する。) <p>この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第 10 条の規定に基づき、2 名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。</p>
議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第 2 調査会の委員長より指名願

		います。
18番	小林	あっせん委員といたしまして6番石原功江委員と10番小菅和彦委員を推薦いたします。
議長	中山	<p>それでは議案第2号番号1番のあっせん委員は、6番石原功江委員と10番小菅和彦委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第2号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、同じく2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。</p>
議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。
18番	小林	あっせん委員といたしまして6番石原功江委員と10番小菅和彦委員を推薦いたします。
議長	中山	<p>それでは議案第2号番号2番のあっせん委員は、6番石原功江委員と10番小菅和彦委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたが、公益財団法人栃木県農業振興公社による買入れが特に必要だと認められますので、同公社が優先的に買入れの協議を行う旨の通知をされるよう、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき市長あて要請してよろしいか、お諮りいたします。以上です。</p>
議長	中山	それでは担当委員の説明をお願いします。

16番	古澤	<p>詳細は事務局説明のとおりです。第1調査会で検討いたしましたが問題ないとの事でした。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「贈与税の納税猶予に係る適格者証明願について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第4号について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、この件の農地につきましては、平成30年11月開催の農業委員会定例総会にて、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、農地法3条の許可を受けており、また、贈与税納税猶予制度の特例が受けられる贈与者・受贈者の要件を満たしておりますので、贈与税の納税猶予の適用を受けるための適格者であることの証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>ここで、贈与税の納税猶予に関する適格証明書について、補足説明をさせていただきます。</p> <p>お配りした「贈与税納税猶予制度のあらまし」をご覧ください。</p> <p>本議案は、農地等の生前一括贈与を受けた者が、贈与税の納税猶予の特例を受ける場合、贈与者及び受贈者が適格要件に該当するかどうかを審議するものとなります。贈与税の納税猶予の特例とは、農地の細分化の防止と農業後継者の確保を図るため、推定相続人のうちの1人に一括して農地の全部を贈与した場合に、一定の要件のもと、贈与税が猶予されるものです。</p> <p>受贈者が適格要件に該当するかどうかの判断は、農地法第3条第1項の規定による判断基準の他、贈与者の推定相続人の1人で</p>

		あること、受贈者の年齢が18歳以上であること、受贈者に3年以上の農業従事者の経験があること、等により判断します。
		本議案が承認となり、適格証明書が交付となりましたら、農地の受贈者はこの適格証明書一式を税務署に届出することにより、贈与税の納税猶予の特例を受けることが可能となります。以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
3番	関	ただいまの事務局説明のとおり、すでに農地法3条により許可を得ている状況でありますので特に問題は無いと考えております。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号1番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第4号番号1番は、原案どおり承認されました。
		次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第5号番号1番について朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10番	小菅	案内図5-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) この案件は売買による所有権移転の案件でございます。農業をやっている方でありまして、特に問題は無いと思います。22日

		に最適化推進委員と、また本日午前中に第2調査会で現地を確認してまいりましたが特に問題は無いと考えております。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第5号番号1番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第5号番号1番は、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第5号番号2番について朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
11番	見目	案内図5-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。) この案件は売買による所有権移転の案件でございます。19日に地元の最適化推進委員と現地を確認し、また本日午前中の調査会でも現地を確認してまいりましたが問題なしとの事でした。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第5号番号2番について承認される方の挙手を求めます。

		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号2番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第5号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
20番	小川	<p>案内図5-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>1月20日に地元の最適化推進委員と現地を確認し、また本日午前中の調査会でも現地を確認してまいりましたが問題ないと思います。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。皆様のご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号3番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第5号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。</p>

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
5番	七久保	案内図5-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。 譲受人の〇〇さんは熱心に農業に取り組んでいる方です。現在家族3名で農業を行っており、農地を購入し規模拡大にあたりましても何ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議の程よろしくをお願いします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第5号番号4番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第5号番号4番は、原案どおり承認されました。 次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第6号番号1番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
19番	舟本	案内図6-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請地は周囲を東道路、南水路、西水路、北水路に囲まれた土地であります。本申請は〇〇氏が共同住宅敷地として転用する案件であります。 転用行為の必要性和土地の選定理由。申請地は氏家市街地の北東に位置しております。周りは住宅地で公共施設もあり、住環境の整った地域であります。以前は農地として貸しておりました

		<p>が、周囲が住宅地が変わっていく中この土地での耕作は負担が多く耕作を解約という事になりました。周囲は住宅地でありアパートの需要もあることから今回の申請に至りました。</p> <p>土地利用計画。共同住宅木造2階建て1棟、また10台の駐車場を確保するものです。</p> <p>造成工事。コンクリートブロックによる土留め。給水、さくら市営上水道より給水。排水、さくら市公共下水道に放流。雨水排水、敷地内浸透。接道、さくら市道より乗入します。</p> <p>資金計画。総事業費6000万円、全額借入で融資証明が添付されております。</p> <p>周辺農地への影響であります。コンクリートブロックにより隣接への土砂の流出を防止いたします。</p> <p>本日の調査会において申請の内容を確認し、また現地調査を行いましたが無問題ないと考えています。また1月22日に地域の最適化推進委員も確認し問題ないとの連絡を受けております。以上のような状況ですので、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第6号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外の「農業用施設」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
5 番	七久保	案内図 6 - 2 をご覧ください。(申請の場所を説明する。 本申請は、農機具置き場の建設ですが既に建設済みとなっています。平成 20 年度に農機具収納スペースが不足したため、農地法を良く理解せず申請地に農機具置き場を建設し、農機具置き場及び農業の屋外作業場として利用、現在に至っています。 周辺の状況は、西側宅地、北側雑種地、東側及び南側は申請人所有地で周辺農地への被害の発生はありません。無断転用につきましては始末書が添付されております。 1 月 12 日の農地利用最適化推進委員との調査会、及び本日の調査会におきまして、申請内容を確認したうえで現地調査を行いました但し問題なしと判断いたしております。皆様ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 2 番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 2 番は、原案どおり承認されました。 次に、議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第 7 号番号 1 番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は、許可基準に適合しているものと判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13 番	小池	案内図 7 - 1 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)

		<p>この案件は、売買により太陽光発電敷地として転用する案件でございます。申請者の(株)〇〇は、〇〇〇〇に本社を置き再生可能エネルギーによる発電事業等を業とする資本金4000万円の法人であります。</p> <p>転用行為の必要性和土地の選定理由。申請地は都市計画法の用途地域の指定を受けている土地であり、日照や周辺環境が良く、計画上必要な面積を確保、かつ道路に接道し、維持管理も容易である為今回の申請に至っております。</p> <p>土地利用計画。計画によりますと申請地に太陽光パネル272枚を設置し最大出力86.8kwの発電量を確保しようとするものであります。施設周辺は高さ1.12mのフェンスで囲みます。雨水については敷地内自然浸透とし、その他取水排水はありません。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費1165万円を全額自己資金にて賄う事としており金融機関の残高証明が添付されております。</p> <p>周辺農地への影響であります、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで、1月19日に推進委員、また本日最適化推進委員同行の上現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第7号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第7号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は農地の集团的広がり10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例</p>

		外「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
7番	小林	案内図7-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。 申請者は、クライミングジムを経営しておられて、店舗はすべて賃貸物件でございます。本店は〇〇にありまして、実質的な事務所ではなく、倉庫を改装して利用している単なる店舗です。今回規模も大きくなり、会社の経営も軌道に乗ってまいりましたので、自社の事務所の建設を計画した次第です。 土地の選定理由としましては、代表者の自宅が狭間田で周辺の土地を候補として選定した結果、自宅の隣となりました。 土地の利用計画としましては、事務所1棟、軽量鉄骨平屋建て駐車場5台、排水給水はございません。造成もありません。なぜかという自宅が隣接しているので、必要ないので、給排水がありません。雨水は敷地内浸透です。 資金計画としましては、全額自己資金で賄います。支出としては1606万円を予定しています。 周辺農地への被害防除としましては、平屋建ての事務所であり周辺に被害をもたらす心配はあまりないという事で、また日照通風の影響も最小限と思われまます。東側の農地へは高低差が無く北側の農地は30度ぐらいの緩い法面なので土砂の流出の心配はありません。 1月22日の農地利用最適化推進委員2名同行のものと現地調査、本日の調査会の結果、特に問題ないとの事でした。皆様のご審議の程よろしくをお願いします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第7号番号2番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】

議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号2番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第7号番号3番ついて事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第7号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
18番	小林	<p>申請地は、上阿久津台地土地区画整理事業地内ですので場所の案内は省略させていただきます。</p> <p>この案件は、使用貸借による権利の設定のための申請でございます。転用目的としては一般住宅でございます。</p> <p>譲渡人の〇〇さんと、譲受人の〇〇さんの奥様は親子関係でございます。</p> <p>譲受人は現在、賃貸住宅で子供1人と3人で生活しております。今後子供の成長を考えると手狭であり、子育てのための十分な空間がありません。よって申請地を取得し念願の自己用住宅を建築するため申請に至りました。</p> <p>土地の設定理由としましては、申請地は上阿久津台地区画整理事業地内の仮換地でございます。住宅用地に適した閑静な地区にあること、また農地の被害及び集団的農地を浸食する恐れがない事から最適であると考え選定をいたしました。</p> <p>土地利用計画といたしましては、一般住宅木造2階建て、駐車スペースは2台を確保します。給水はさくら市上水道から給水、排水はさくら市公共下水道へ放流いたします。雨水の処理は敷地内で自然浸透を考えております。</p> <p>資金計画といたしまして、建築費が3348万円、事務費が787万円、合計4135万円でございます。収入といたしまして借入金を考えておりまして銀行からの融資証明書が添付されております。また一部、譲渡人の〇〇さんからの贈与もありまして贈与証明書も添付されております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですけれども、申請地は東側、北側が道路で、西側、南側が境界コンクリートを新設いたします。よ</p>

		<p>ってこの転用によって土砂流出の恐れはなく周辺農地へ被害を及ぼす恐れはありません。以上のような状況でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>
5番	七久保	<p>案内図と土地利用計画図の図面が合わないように思うのですが、案内図の図面は合っていますか。</p>
事務局	高野	<p>申し訳ありません。案内図が古い住宅地図でありまして、区画整理地内なので周辺の道路がだいぶ変わっておりますが場所に間違いはありません。</p>
5番	七久保	<p>わかりました。</p>
議長	中山	<p>その他ありますか。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第7号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号3番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第7号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第7号番号4番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は、許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
10番	小菅	<p>案内図7-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。) この案件は〇〇氏が母親の所有する農地を使用貸借で借りて</p>

		<p>一般住宅を建てる案件でございます。現在借家に住んでおり、子供が生まれる予定があり生活空間が手狭になる為今回の申請に至りました。</p> <p>土地利用計画。木造2階建て一般住宅1棟、駐車場3台を確保する案件でございます。取水は上水道より取水、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、宅地内処理。雨水は宅地内自然浸透でございます。</p> <p>資金計画ですが、総支出3060万円をすべて借入金で賄う予定でございます。周辺農地への防除対策でございますが、北側が市道、東側が宅地、南側、西側が農地でございます。22日の推進委員との現地調査、また本日午前中の調査会において現地を確認してまいりましたが特に問題は無いと考えております。</p> <p>申請人の方は、特に周辺農地への土砂の流出や日照への影響を考慮して悪影響を及ぼさないよう行うという事でございますので問題は無いと考えております。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第7号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号4番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第7号番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第7号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の広がり約1.3haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、住宅で集落に接続して設置されるものですので、代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>

議長	中山	担当委員の説明を願います。
11番	見目	<p>案内図7-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請人は現在借家に住んでおり、将来子供が生まれる予定であり生活空間が手狭になるため快適な生活空間を確保するため今回の申請になりました。</p> <p>土地の選定理由としましては、申請人の義父が所有する土地の中で生活するうえで安全であるところから最適な土地と判断しました。将来親の介護もできると考えているという事です。</p> <p>土地の利用計画ですが、木造2階建て取水は上水道より取水、雑排水ですが合併浄化槽で処理後自家内処理をいたします。雨水については自家内自然浸透、駐車場が3台確保いたします。資金計画ですが3400万円を全額自己資金で行い、残高証明書もついています。</p> <p>周辺農地への対策ですが、北側が農地、南側が道路、西側が道路、東側が農地となっています。</p> <p>21日に地元の推進委員と現地を確認した結果問題ないという事でした。午前中の調査会でも問題なしとの事です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号5番は、原案どおり承認されました。</p> <p>ここで、暫時休憩をしたいと思います。3時10分に開会します。</p> <p>(2時59分～3時10分までの間休憩)</p>
議長	中山	<p>それでは開会をいたします。</p> <p>次に、議案第8号「買受適格証明願について」を議題に供しま</p>

		す。番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第8号番号1番について、朗読して説明する。) <p>なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
1番	千野根	案内図8-①, ②をご覧ください。(申請の場所を説明する。) <p>申請内容は事務局説明のとおりですのでご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 <p>議案第8号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第8号番号1番は原案どおり承認されました。 <p>続きまして、議案第8号番号2番については取下げとなりました。</p> <p>次に、議案第9号「買受適格証明書の交付を受けた者の当該許可申請書の提出後の事務処理について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	(議案第9号について、朗読して説明する。)
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 <p>議案第9号について承認される方の挙手を求めます。</p>

		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第9号は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第10号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>平成30年度第10号、公告予定年月日は平成31年1月31日です。</p> <p>計画の内容としては、利用権設定については、新規16件、再設定22件となっております。</p> <p>さくら市全体の賃借の平均額は、15,817円、物納の平均値は85kg。いずれも1反当たりの数字となっております。以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第10号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第10号は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第11号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>資料は別冊となります。</p> <p>農用地区域の変更明細に記載がございます。除外が5件であります。</p>

それでは、番号1番についてご説明いたします。

(議案第11号番号1番について朗読して説明する。)

資料1の5ページ、付近見取図をご覧ください。(申請の場所を説明する。)

申出地は、周囲を、東が宅地、西が田、南が田、北が田で囲まれた土地であります。

申出者と土地所有者は親子であります。

権利の設定の方法は、使用貸借であります。

農用地区域の除外を必要とする理由は、現在、実家に両親と兄、祖母で住んでおりますが、結婚を機に自己用住宅を建築したいとの理由から今回の申し出に至っております。

当該土地を選定した経過・理由は、申出地は、父〇〇氏の所有する農地から選定した結果、父の了承が得られたこと、実家の住宅敷地に隣接しており、周辺農地に影響が少ないとの理由から選定をされております。

次に、農用地区域への影響についてであります。取水は上水道から取水、排水は合併浄化槽で処理後、排水路へ放流する計画です。雨水は敷地内浸透するので、影響はないものと考えられます。日照・通風への影響ですが、南側、西側、北側は土地所有者の所有農地であります。一般住宅であり、建築にあたっては周辺農地へ影響がないよう配慮するものであり、日照、通風への影響はないものと考えられます。

土地利用計画については、木造2階建て住宅1棟と駐車場2台分を確保する計画です。乗入れは、申出地南側の市道から既存の住宅敷地の一部を利用します。

資金計画については、総事業費2,000万円を全額借入金にて賄う計画となっております。

最後になりますが、農用地区域除外後の農地区分は、鉄道の駅の周囲概ね500m以内の区域の農地ですので、第2種農地と判断し、住宅で集落に接続して設置されるものです。農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。

議長 中山

担当委員の説明をお願いします。

17番 小室

20日に地元の推進委員2名と一緒に現地を確認しに行きました。周囲から見ても問題ないと考えております。ご審議の程よろしくご説明いたします。

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 1 1 号番号 1 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第 1 1 号番号 1 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 1 1 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第 1 1 号番号 2 番について朗読して説明する。)</p> <p>資料 2 の 4 ページ、位置図をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申出地は、周囲を、東が水路及び道路を経て畑、西が道路を経て宅地、南が道路を経て田、北が水路及び道路を経て宅地で囲まれた土地であります。</p> <p>権利設定の方法は、賃貸借となっております。</p> <p>農用地区域の除外を必要とする理由は、事業計画者は、県内を中心に大型複合書店を経営しておりますが、申出地西側で営業している店舗の来客者駐車場や従業員駐車場が不足していること、加えて新規テナント建物を建築し賃貸営業を行うことでさらなる集客率をアップし事業拡大を図りたいとの理由から今回の申し出に至っております。</p> <p>土地の選定理由は、既存店舗の隣接地であり、来客者や従業員の通行に安全性、利便性があることのほか、周辺市町からの集客が見込めること、住宅地から離れており夜間営業による住民への影響が少ないこと等の理由から選定されております。</p> <p>農用地区域への影響についてであります。取水は上水道から取水、排水は下水道で処理する計画となっております。雨水は調整池を整備し放流する予定となっておりますので、影響はないものと考えられます。</p> <p>土地利用計画は、建築面積 768 ㎡のテナント建物 1 棟と建築面積 560 ㎡のテナント建物 1 棟のほか、各テナント用駐車場 80 台</p>

		<p>と既存店舗の従業員駐車場 20 台分を確保する計画です。乗入れは、申出地北側国道及び南側市道を利用します。</p> <p>最後になりますが、農用地区域除外後の農地区分は、市役所の周囲概ね 500 m 以内（半径 500 m の円内で宅地面積 40 % 超なら、半径 1 キロメートル以内で 40 % になるまで）の区域の農地ですので、第 2 種農地に該当し、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10 番	小菅	農振地域ですが、第 2 種農地という事で問題ないと思います。隣も商業施設ですし、国道 293 沿いですし、大型施設を建てるには適した地域かなと思います。特に周囲の農地への影響も無さそうなので特に問題ないと考えております。以上です。
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 11 号番号 2 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第 11 号番号 2 番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 11 号番号 3 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>（議案第 11 号番号 3 番について朗読して説明する。）</p> <p>資料 3 の 5 ページ、位置図をご覧ください。（申請の場所を説明する。）</p> <p>申出地は、周囲を、東が国道 4 号、西が水路、南が田、北が水路で囲まれた土地であります。</p> <p>申出者と土地所有者は親子であります。</p> <p>権利の設定の方法は、使用貸借であります。</p> <p>農用地区域の除外を必要とする理由は、現在、〇〇市内のアパ</p>

		<p>ートに妻と2人で居住しておりますが、将来、子どもが生まれたときのこと考えて自己用住宅を建築したいとの理由から今回の申し出に至っております。</p> <p>当該土地を選定した経過・理由は、事業計画者夫婦の生活基盤がさくら市でできていることから、市内に土地を所有する妻の父〇〇が所有する土地から選定した結果、国道に近接しており、周辺には住宅が建築され、付近に与える影響が最も少ないとの理由から選定されております。</p> <p>次に、農用地区域への影響についてであります。取水は井戸から取水、排水は合併浄化槽で処理後、敷地内処理装置により敷地内処理する計画です。雨水は、農地との境界にL型擁壁を設置し、近隣には流出しないようにする計画となっておりますので、影響はないものと考えられます。日照・通風への影響ですが、建築物は平屋であり、日照、通風への影響はないものと考えられます。</p> <p>土地利用計画については、木造平屋建て住宅1棟を建築する計画です。乗入れは、申出地東側の国道を利用します。</p> <p>資金計画については、総事業費3,400万円で、自己資金100万円、借入金3,300万円で賄う計画となっております。</p> <p>最後になりますが、農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
18番	小林	土地は父親からの使用貸借という事で問題ないと思います。内容につきましては事務局説明のとおりですのでご審議の程よろしくをお願いします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第11号番号3番について承認される方の挙手を求めます。

		<p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第 1 1 号番号 3 番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 1 1 号番号 4 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第 1 1 号番号 4 番について朗読して説明する。)</p> <p>資料 4 の 4 ページ、位置図をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申出地は、周囲を、東が田、西が宅地、南が道路、北が田で囲まれた土地であります。</p> <p>申出者と土地所有者は祖父と孫であります。</p> <p>権利の設定の方法は、使用貸借であります。</p> <p>事業計画書をご覧ください。1 の農振除外の必要性は、現在、妻〇〇の実家に夫婦と子供の 3 人で同居していますが、子どもの成長と家族が増えることなどを考えると手狭になってきており、自己用住宅を建築したいとの理由から今回の申し出に至っております。</p> <p>次に、2 の土地の選定理由ですが、祖父〇〇の所有する土地から選定した結果、実家に隣接し平坦で道路に面していること、子育て支援及び親の生活支援等の相互扶助がしやすいこと等から最適地と考え選定されております。</p> <p>次に、土地利用計画図をご覧ください。木造平屋建て住宅 1 棟と駐車場 4 台分を確保する計画です。乗入れは南側市道を利用します。取水は、上水道から取水し、排水は、合併処理浄化槽により処理後、敷地内処理装置により処理する計画です。雨水は、敷地内自然浸透するので、影響はないものと考えられます。また、建築する住宅は平屋建てとしますので、日照、通風への影響はないものと考えられます。</p> <p>資金計画については、総額 2,500 万円全額を借入金で賄う計画となっております。</p> <p>最後になりますが、農用地区域除外後の農地区分は、農地の広がり約 6.5 ha で、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第 2 種農地と判断し、住宅で集落に接続して設置されるものに該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。</p>

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
11番	見目	この案件は分家住宅であり特に問題ないと思います。詳細は事務局の説明のとおりです。21日に地元の推進委員と現地を確認し、問題ないとの事でした。ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第11号番号4番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第11号番号4番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第11号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第11号番号5番について朗読して説明する。) 資料5の4ページ、位置図をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申出地は、周囲を、東が道路を経て田、西が畑、南が道路を経て田、北が宅地で囲まれた土地であります。 農用地区域の除外を必要とする理由は、申出地は25年以上前から作業場を建築し、隣接する住宅敷地の一部と一体利用してきましたが、このたび農用地区域内であることが判明したことから、これを是正し今後も引き続き利用したいとの理由で申し出に至っております。 農用地区域への影響についてですが、取水・排水は、ありません。雨水は敷地内自然浸透します。現況の変更はありませんので、影響はないものと考えられます。 現況測量図をご覧ください。当該土地は、作業場として、20年以上前から隣接する住宅敷地の一部として一体利用されております。

		<p>平成5年10月11日撮影の航空写真で、住宅敷地の一部として利用されていることが確認できます。</p> <p>資金計画については、現状のまま利用する予定でありますので、造成費等の経費はかかりませんが、事務費50万円については、全額自己資金にて賄うこととしております。</p> <p>最後になりますが、農用地区域除外後は、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付できると判断します。以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
17番	小室	申請地は25年前から大工さんの資材置場であり作業場でありました。親子2代が建築業です。違法性も考えずに手近なところで作業場を建ててしまったという事でこの辺は十分反省しております。特に問題ないと考えます。このまま建築業を続けるためにも作業場が必要でありますので、ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第11号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>全員挙手ですので、議案第11号番号5番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第12号「さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	資料をご覧ください。この意見書はさくら市長あてに提出するもので、その内容についてご協議いただくものです。本日は素案

		と農業委員と農地利用最適化推進委員からの意見を踏まえて検討いただきます。 (意見書素案朗読)、(各委員からの意見説明) 以上について皆様のご意見をお願いします。
15番	齋藤	ただいまの意見のなかで私も同様の意見を持っておりまして、中間管理機構の借賃が定額でないと受けられないとか利用しにくい内容も入っていますので、そういったことも含めて農家が利用しやすい制度への働きかけをしてもらいたいと思います。 農水路の維持管理については保全会活動だと思いますので、それを更に進めてほしいという事で良いのではないかと思います。
13番	小池	3月の堀りざらいも自分の地域では、農家も非農家も全部出してもらってやっています。これはやっている地域とやっていない地域があるので、改めて記述すればいいだけと思う。また、学校給食の地元農産物の使用については、出来た農産物を使ってもらえばよいという事ではなく、実際には困難な点が多い。ただ要望すればよいというわけではないと思う。
事務局	高野	ありがとうございます他にご意見等ございますか。 それでは、今頂いた意見を基に会長、職務代理と調整させていただいて意見書の案をまとめさせていただき、次回の定例会で改めてご審議いただくことといたします。
議長	中山	それではただいまの案件につきましては、修正して来月の定例会で皆さんにお諮りすることといたします。よろしく願いいたします。 次に、協議第1号「農地法第49条第1項の規定に基づく立入調査について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	高野	農地法第49条の規定に基づく立入調査について、担当調査員による11月16日の訪問調査、12月21日の現地調査を実施し、その結果について報告申し上げます。 本日の協議では、立入調査の終結についてと調査結果から、農地法第51条第1項の規定による許可の取消、その他の措置について協議いただくものです。 まず、事務局の方から、調査の経過についてご報告いたします。 今回の調査の目的は、昭和63年4月28日付、平成10年7

月15日付け、及び平成13年5月17日付けで行った農地法第4条第1項に基づく許可後の転用事業の実施状況及び土地の現況確認のためであります。

本件につきましては、農地法第4条の許可のあった〇〇 〇〇番〇、転用目的牛舎・堆肥舎について、転用申請内容と現地の転用行為に相当な相違があるとの通報があったことから、農地法第49条の立入調査を実施したものであります。

(報告書に基づき調査の経過説明)

堆肥舎の建築の経過については、3回の建築によりの現在の形状となっております。1回目は、昭和63年に資料のピンク色の箇所堆肥舎を建築し、2回目は、年月日不明で同じく青色の箇所に堆肥舎の下屋を建築し、3回目は、平成10年に緑色の箇所に堆肥舎の建築を行っています。

そして、3回目に行った建築物の建築後、〇〇番〇についても農地転用許可を受ける必要があるとの指摘を受け、平成13年に是正のための農地転用許可を受けているという事でした。

また、現地確認の結果、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、については堆肥舎として利用されており、〇〇番については畜舎として利用されていることを確認しました。

以上、事務局から調査の経過についての説明は以上でございます。

議長 中山

それでは、担当調査員から調査結果について報告をお願いします。

15番 齋藤

担当調査員による検討の結果について読み上げさせていただきます。

3所見、農地法第51条に基づく許可の取消及び原状回復命令その他の措置は行わないとすることが妥当である。

4理由(1)立入調査の結果、2回目平成10年に行った農地転用許可において、予定建築物と実際に建てられた建築物の形状に相違があることについては認められるが、用途は異なっておらず現行法においても追認が可能であり、現に3回目平成13年に行った農地転用許可は、現在の堆肥舎の形状になっているものに対して追認許可したものと考えられることから、適法な状態に是正されているものと考えられる。(2)仮に許可申請と実際の建築物の形状が相当程度異なっているとしても、用途、転用目的が同じ畜舎及び堆肥舎として利用されていることから、農地法の趣旨、農地

		<p>法が守るべき利益は損なわれていないと考えられる。 以上です。</p>
議長	中山	<p>調査結果の報告がありました。それでは質疑に入ります。</p>
13番	小池	<p>今報告があった所見と理由で良いと思います。</p>
議長	中山	<p>それでは、採決に入ります。 まず、この件につきまして、以上をもって立入調査を終結してよろしいか、承認される方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、この件につきまして立入調査を終結することについて承認されました。</p>
議長	中山	<p>次に、調査結果報告のとおり、「農地法第49条第1項の規定に基づく立入調査の結果、農地法第51条第1項の規定による許可の取消、その他の措置は行わない」と決定することについて、承認される方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、調査結果報告のとおり「農地法第49条第1項の規定に基づく立入調査の結果、農地法第51条第1項の規定による許可の取消、その他の措置は行わない」と決定することについて承認されました。</p>
議長	中山	<p>それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から16番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から11番はお目通しを願います。</p>
議長	中山	<p>本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちましてさくら市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後4時32分閉会)</p>